

第三セクターに関する指針実施要領

1 趣旨

この要領は、第三セクターに関する指針（以下「指針」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成及び提出（毎年6月）

所管部長等は、前年度の決算が終了した後、速やかに、所管する対象法人に対し、指針3に基づき、書類の作成及び提出を求める。

3 意見聴取及び報告（毎年6月～7月）

- (1) 所管部長等は、2で提出を受けた書類の内容に基づき、所管する対象法人に対し、経営状況、経営課題等について意見聴取を実施し、経営状況の把握に努める。
- (2) 所管部長等は、意見聴取で把握した内容について、意見を付した上で、石巻市行財政改革推進本部（以下「行革本部」という。）へ報告する。なお、行革本部への報告は、行革本部庶務担当課が各対象法人分を取りまとめ、一括して附議する。
- (3) 所管部長等は、前年度における指導の効果、対象法人の経営健全化方針への取組状況を検証し、その結果について、前号前段の報告と併せて報告する。

4 経営健全化に向けた取組（毎年7月～10月）

- (1) 行革本部は、所管部長等からの報告内容を確認し、指針4第1号に照らし、経営健全化方針を策定する対象法人の候補を選定する。
- (2) 市長は、前号の選定結果を踏まえ、専門委員を採用することができる。
- (3) 市長は、前号の規定により専門委員を採用した場合は、指針4第5号に基づき、対象法人の事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等について意見を求めるものとする。
- (4) 所管部長等は、専門委員の意見等を踏まえ、対象法人ごとに経営健全化方針案を策定し、行革本部へ提出する。なお、行革本部への提出は、行革本部庶務担当課が各対象法人分を取りまとめ、一括して附議する。
- (5) 行革本部は、所管部長等から提出された経営健全化方針案を審議する。
- (6) 市長は、審議結果を踏まえ、経営健全化方針を決定する。
- (7) 所管部長等は、経営健全化方針を対象法人に示し、当該方針に基づき、指導、助言等必要な措置を講じる。

5 情報公開

- (1) 指針3第1号及び第2号に掲げる書類は、3(1)の後、速やかに一般の閲覧に供する。
- (2) 経営健全化方針は、決定後、速やかに一般の閲覧に供する。

6 対象法人

指針2各号に該当する対象法人は、次のとおりである。

指針2 該当号	法人名	所管部署
第1号	公益財団法人石巻地域高等教育事業団 株式会社かほく・上品の郷 一般社団法人おしかパブリックサービス 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター 株式会社街づくりまんぼう 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	復興企画部政策企画課 河北総合支所地域振興課 牡鹿総合支所地域振興課 産業部観光課 産業部商工課 産業部商工課 教育委員会生涯学習課
第2号	石巻産業創造株式会社	産業部産業推進課
第3号	網地島ライン株式会社	復興企画部地域振興課

備考1) 上記は、直近の決算内容により、該当を判断した。

備考2) 公益財団法人は、法的に一般財団法人に包含される。

7 その他

この実施要領に関する庶務は、総務部行政経営課が処理する。

附 則

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。